

財務省令第五十五号

関税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十五号）の施行に伴い、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の九第二項及び第九十四条第二項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）の規定に基づき、関税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年七月二十三日

財務大臣 谷垣 禎一

関税法施行規則の一部を改正する省令

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「（平成十年大蔵省令第四十三号）」を「（平成十年大蔵省令第四十三号。以下この条及び第八条において「電子帳簿保存法施行規則」という。）」に、「第四条の十二第五項」を「第四条の十二第四項」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（関税関係帳簿書類の保存方法等）

第八条 電子帳簿保存法施行規則第三条（第一項第二号を除く。）（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）及び第四条から第七条まで（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電磁的記録による保存等の承認の申請等・電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）の規定は、法第九十四条第一項に規定する申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>読み替える電子帳簿保存法施行規則の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第三条の見出し、第四条の見出し並びに同条第三項第二号及び第四項、第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項第二号及</p>	<p>関税関係帳簿書類</p>	<p>関税関係帳簿書類</p>

<p>び第三号並びに第二項</p>	<p>第三条第一項、第四条第三項、 第五条第三項並びに第六条第一 項及び第二項第三号</p>	<p>法第四条第一項</p>	<p>関税法第九十四条第二項におい て準用する法第四条第一項</p>
<p>第三条第一項</p>	<p>次に掲げる要件に 受けている国税関係帳簿</p>	<p>第一号及び第三号から第五号ま でに掲げる要件に 受けている関税関係帳簿（関税 法第九十四条第一項の規定によ り備付け及び保存をしなければ ならないこととされている帳簿 をいう。以下同じ。）</p>	
<p>第三条第一項第一号、第三号及 び第四号、第四条第一項第一号</p>	<p>国税関係帳簿</p>	<p>関税関係帳簿</p>	

並びに第六条第一項第四号	<p>第三条第一項第三号、第四条第三項第一号並びに第五条第一項各号列記以外の部分及び第三号並びに第二項</p>	<p>第三条第一項第五号</p>
法第六条第一項	<p>当該国税関係帳簿</p>	<p>取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目（以下この号において「記録項目」という。）</p> <p>日付け又は金額に係る記録項目</p>
関税法第九十四条第二項において準用する法第六条第一項	<p>当該関税関係帳簿</p>	<p>貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日</p> <p>貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日</p>

第三条第二項

<p>第一号、第二号</p>	<p>第一号</p>
<p>法第四条第二項</p>	<p>関税法第九十四条第二項において準用する法第四条第二項</p>
<p>国税関係書類（法第二条第二号に規定する国税関係書類をいう。以下同じ。）</p>	<p>関税関係書類（関税法第九十四条第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下同じ。）</p>
<p>、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目</p>	<p>貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日</p>
<p>その他の日付け</p>	<p>取引年月日その他の日付け</p>
<p>日付け又は金額</p>	<p>貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日</p>

	「日付け」	「取引年月日その他の日付け」
第四条第一項	法第五条第一項	関税法第九十四条第二項において準用する法第五条第一項
第四条第一項第二号	受けている国税関係帳簿 国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付け及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）	受けている関税関係帳簿 輸入の許可の年月日
第四条第一項第五号 第三条第一号	国税関係帳簿の 国税に関する法律	関税関係帳簿の 関税法施行令第八十三条第四項
第四条第一項第五号	当該国税関係帳簿に係る国税の	二年を経過する日までの間

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第七号（定義）に規定する法定申告期限（当該法定申告期限のない国税に係る国税関係帳簿については、当該国税の同条第八号に規定する法定納期限）後三年を経過する日までの間（当該保存義務者が当該国税関係帳簿に係る国税の納税者（同条第五号に規定する納税者をいう。）でない場合には、当該保存義務者が当該納税者であるとした場合における

	当該期間に相当する期間)	
第四条第二項	法第五条第二項	関税法第九十四条第二項において準用する法第五条第二項
第四条第二項及び第六条第一項 第四号	国税関係書類	関税関係書類
第四条第二項	国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付け及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）	輸入の許可の年月日
第四条第三項及び第四項	法第五条第三項	関税法第九十四条第二項において準用する法第五条第三項
第四条第三項第一号	国税関係帳簿書類の全部	関税関係帳簿書類（関税関係帳

	<p>国税関係帳簿書類の保存</p>	<p>簿又は関税関係書類をいう。以下同じ。）の全部</p>
<p>第四条第三項第一号及び第七条</p>	<p>法第九条</p>	<p>関税関係帳簿書類の保存 関税法第九十四条第二項において準用する法第九条</p>
<p>第四条第三項第一号</p>	<p>国税関係帳簿書類に</p>	<p>関税関係帳簿書類に</p>
<p>第五条第一項第二号及び第六条</p>	<p>保存場所及び納税地等</p>	<p>保存場所</p>
<p>第五条第一項第四号</p>	<p>法第六条第一項ただし書</p>	<p>関税法第九十四条第二項において準用する法第六条第一項ただし書</p>
<p>第五条第一項第五号</p>	<p>法第七条第一項</p>	<p>関税法第九十四条第二項において準用する法第七条第一項</p>
<p>第五条第一項第五号</p>	<p>法第八条第二項</p>	<p>関税法第九十四条第二項において</p>

		て準用する法第八条第二項
第五条第三項	法第六条第六項	関税法九十四条第二項において準用する法第六条第六項
法第七条第三項	関税法九十四条第二項において準用する法第七条第三項	
第五条第三項、 第六条第一項及 び第二項	所轄外税務署長	所轄外税関長
第六条第一項	所轄税務署長等	所轄税関長
第六条第二項	承認済国税関係帳簿書類	承認済関税関係帳簿書類
第七条	法第七条第二項	関税法九十四条第二項において準用する法第七条第二項
法第六条	法第六条	関税法九十四条第二項において準用する法第六条

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為の細目)

2 関税定率法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十五号）附則第四条の規定により同法第三条の規定の施行前において行う同法附則第四条に規定する承認及びこれに関し必要な手続その他の行為については、改正後の関税法施行規則第八条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第五条から第七条までの規定の例による。